

巨文島撤退後のイギリス極東政策Ⅱ

小林 隆 夫

はじめに

筆者は「巨文島撤退後のイギリス極東政策Ⅰ」（愛知学院大学人間文化研究所紀要『人間文化』第24号，2009年）において、1887年から1889年までのイギリス極東政策を分析し、朝鮮の保護を中国の宗主権の認知と日本の対中協調によって維持しようとするイギリス外交は、1887年以降も継続されていたと論じた。このようなイギリス外交の前提として、日本政府穏健派による対中妥協方針が維持されることが前提となっていた。しかし、1887年以降、条約改正運動と排外感情の高まりは日本政府の不安定性を強めていた。この傾向は1890年に国会が開設され、野党の政府攻撃が激化するにつれて強まるばかりであった。その結果、日本の内閣は短期間で政権交代を余儀なくされ、日本の朝鮮政策も不透明性を強めていく。本論では、こうした情勢をイギリスがどのように分析し、かつ対応したのか、そして、イギリス極東政策が、日清開戦が不可避となった1894年に至って、露呈した限界を考察していく。

1. 大隈遭難後の日本の政治変動とイギリス

外相大隈重信は、条約改正交渉における列国の譲歩への見返りとして大審院に外国人判事を任用することを予定していたが、1889年2月に制定された大日本帝国憲法に違反するという批判が高まり、10月には伊藤博文が大隈の交渉方針に反対して枢密院議長を辞職した。さらに同月18日、大隈自身、玄洋社社員来島恒喜に襲撃されて右足を失った。10月24日、黒田首相辞任を受けて内大臣の三条実美が首相を兼任し、青木周蔵外務次

官が外交事務を引き継いだ。

この時、駐日公使の職を務めたのはフレイザー（Hugh Fraser）である。89年秋に着任したばかりのフレイザーが得た日本の政情に関する知識もまた、ガビンスの分析に基づいていた。そして、フレイザーは大隈遭難の背景には、条約改正を非難する扇動があり、それは国家の名誉を無視してさえも外国人と親密に交際する原則そのものへの全般的な反対に基づいていると結論する¹⁾。そして、このような反対運動に直面しても、日本の内閣は薩摩・長州という2つの主要な「軍閥」の全体的協力関係を維持することを原則としている。ところが、そのような原則に基づいて立憲政治を遂行することが困難になってきていることは明白になっており、深刻な闘争なしに真の内閣が形成されることはない、と日本の政治に対して批判的になっていた²⁾。

しかし、ソールズベリ外相は、外国人判事の任用を条約改正交渉で重視しており、フレイザーの問題の分析では、日本政府の条約改正問題に対する姿勢が不明であると不満であった。もっともフレイザーは、「大隈が能力をなくしてからは条約改正について近頃怠慢である」、と私的に洩らしており、さらに三条は意思が弱く、薩摩閥の結束は強いが長州派内部では陰謀や不和が多いため、政府全体としての結束は弱く不安定である、と条約改正交渉の前途について悲観視していた³⁾。

フレイザーの予測どおり、閣議は12月10日に大隈の交渉成果を否定して条約改正交渉の延期を決定、これを不満とした大隈は辞職した。三条内閣は24日総辞職し、山県有朋内閣が成立、外相

には青木周蔵が就任した。しかしフレイザーは山県内閣の政権担当能力についても、極めて辛らつである。「私の知る限り、現政権は極度に弱体である。山県伯の政治能力は彼の支持者を失望させており、彼やその同僚は、目先の問題の詳細にまで連帯責任を負うという体制をつくって政府内の公務の方向を効果的に妨害しているので、公務の遂行を麻痺させてしまっている。そして彼らがその地位に長くとどまるとは、だれも思っていないのである。天皇は、何ヶ月も経過しないうちに伊藤伯を（首相の座に迎えるために）呼びにやらなければならなくなるだろう、と思われている。そして、そうなればより明白で精力的な反英的で親独的な内閣が成立することになるであろう。なぜなら伊藤伯の政治的共感（ドイツ）は、故ハリ―パークス氏との長年の私的衝突によって定められているからである」⁴⁾。

着任まもなく、そして日本の政情に疎かったフレイザーの主要な任務は条約改正交渉の遂行であり、パークスやプランケットのような日本の政局に対する深い洞察力を持ち合わせているはずもなかった。しかし、彼は対外関係における日本世論の動向や日本人の心情が危険な兆候を見せ始めたことを敏感に感じ取っていた。彼は1890年1月9日付の朝野新聞の論説について以下のように論評を加えている。

日本が強国であるのは事実である。けれども、その力の見積もりを最大限に受け止めることは必要ではないかもしれない。日本は四方を海に守られ、強国から何千マイルも大洋によって隔てられており、明らかに好戦的な3000～4000万人の人口を有している。彼らは対外戦争にほとんど関わりを持っていないが、私は地球のどの国も日本ほど血に染まっている国はない、ないしはその歴史に対して非常に多く、あるいは野蛮な内戦の歴史を持っている国はないと思う。

日本の陸軍および海軍力は将軍の廃位以来集積されてきており、ヨーロッパの指導者の下で驚くほど効果的に組織されている。しかし、こ

の国が対外戦争の矢面に立つか、それともそのような試練によって無政府状態へと分解するかは、答えるのにはきわめて難しい問題である。私はそれが現実にならないことを期待するが、日本人の常識を堅く信頼することもできない。彼らは概して魅力に満ちた人々であるが、先を見る目がなく、獐猛でうぬぼれが強くて、かつとなりやすく、重大事件が起こればクーデタを起こし、子供っぽい悪事を行なったり、子供じみた挑発をしたりするなどの危険性が常に存在しているのである⁵⁾。

日本の政治の展開次第では日清衝突につながりかねない状況を内包しているとフレイザーは言うが、日本政府の朝鮮政策の変化をフレイザーはどのように捉えていたのであろうか。山県は1890年3月、「軍事意見書」および「外交政略論」を閣僚に回覧し、シベリア鉄道が完成した暁にロシアが朝鮮に侵略を開始することは必至であり、これに対処するために兵備を完璧にし、さらに朝鮮に利益線を設定してあたらなければならない、と力説していた。このような政府の動きに関して、フレイザーは、ロシアが朝鮮を侵略するという噂が幾分かの興奮を引き起こしており、さらに日本の信頼を受けたルジャンドル(Charles W. LeGendre)が朝鮮に雇用されたことが、日本の利益につながるのかどうかは不明であるが、日本が朝鮮において自らの方針を進めることは疑いない、と観測した。さらにフレイザーは「信頼できる筋」からロシアが朝鮮に侵略を開始した際、日本は武力抵抗を行なうと内閣が一致して結論したとの情報を入手した。フレイザーは以下のように続けている。

日本政府は、たとえシベリア横断鉄道が完成したとしても、日本は朝鮮国境地帯にその北方の隣国よりも迅速に艦船や軍隊を集結させることができると考えている。私に伝えられたところでは、ある考えが日本で急速に広まっているという。つまり、戦争はどのような種類のものでも、またそれがどのような結果を伴っても、

この国にとって結局有益なものになるであろう、というものである。それは、じっとしておられない軍隊、これを必要としている軍人は実際多くいるが、彼らを用いる手段としてではない。むしろ戦争は、国民の鍛錬のための有益な手段になるからである。

また私は、次のように理解するようにも言われている。朝鮮における中国の行動は確かに恨まれてはいるけれども、日本が開戦の口実とする理由ではない。そして同じことが、イギリスが採る行動についても言われている。朝鮮におけるイギリスの行動に、日本が何を期待しているのかについては説明がなされなかった。

フレイザーは「信頼できる筋」とはだれかを明らかにしていない。しかし、結論として「現時点においては、ロシアの侵略の件で驚くべき明確な理由があるとは思われない」と記している。フレイザーは、ロシアのシベリア鉄道建設が、直ちに日本が朝鮮で中国と開戦する理由を生むとは考えなかったのである⁶⁾。

また、中国の朝鮮における宗主権を支持するイギリスに対して、日本政府がどの程度批判的であったのかどうか、上記の情報は明らかにしていないが、この当時、イギリスの朝鮮政策をもっとも強く批判したのが、朝鮮駐在のアメリカ外交官である。総じて朝鮮駐在のアメリカ外交官たちは、朝鮮の独立を支援することに使命感を共有しており、イギリスが中国による朝鮮への内政干渉を使嫉している、とみなしていた。それゆえ、フレイザーは、横浜駐在アメリカ総領事グレイトハウス（Clarence Greathouse）が司法制度の整備のために朝鮮政府顧問として雇われるというヒリアーからの報告に注目し、駐在外国人も少ない朝鮮が、アメリカの法制度を導入していることに疑問を呈した⁷⁾。ヒリアーはさらに、アメリカ資本家が朝鮮に150万ドルの融資を行なうことに対して、ニューヨーク駐在中国領事が公式に抗議したことを紹介し、朝鮮政府の関心は司法制度の整備よりもむしろ朝鮮に融資を行なってくれる国の影響を受けやすいと皮肉っていた。ヒリアーは、朝

鮮政府が中国を無視してアメリカに依存する傾向を表し始めていることに、不快感をあらわにしたのである⁸⁾。

一方、横浜に戻ったグレイトハウスは、フレイザーに向かって、「イギリスの朝鮮政策は間違っている。イギリスは、経験や同情など完全に中国的な人物に朝鮮代表を務めさせるべきではない。朝鮮は、ロシアと中国が戦争になった際に、ロシアの侵略を避けるために中国から独立させるべきである」と強い口調で述べた。しかしフレイザーはグレイトハウスに対して「イギリスは、朝鮮に派遣した人たちを通して、朝鮮に過分の名誉を与えている」と論駁した。「独立した朝鮮こそ、ロシアにとって、もっとも征服しやすいのである。……イギリスは、アメリカの行動様式をまねして、朝鮮で贅沢な冒険政策を行なう気などにはならないのである」、と逆にアメリカの朝鮮政策を批判したのであった⁹⁾。

このようなフレイザーのアメリカ批判からも分かるように、中国の宗主権を尊重することによって朝鮮をロシアの侵略から防衛するというイギリスの方針は、1890年代に入っても継続されていた。したがって、駐日公使としてのフレイザーにとっての関心は、山県内閣が朝鮮政策において中国との友好政策を維持する意思があるのかどうか、という点にあったのである。フレイザーが日本政府の態度を知る機会を得たのは、1890年6月に中国が朝鮮へ弔問使節団を派遣した時であった。6月4日、朝鮮国王の生母趙氏が逝去すると、中国政府は2000人の弔問使節団をソウルに派遣した。弔問使による勅書の朗読中、朝鮮国王高宗は平伏して臣下の礼をとり、中国の宗主権を受容した。しかし列国外交団は、この弔問使の位階が外交上何に該当するのかについて問題視し、弔問使を訪ねることをしなかった。中国の宗主権に反発したアメリカ総領事ハード（Augustine Heard）は、弔問使が大使でなければ、彼らのほうから列国外交団を訪ねてくるのが義務である。彼らが大使であるのならば、挨拶状を送ってくるべきである、として中国使節を批判する一方、高宗が中国から独立する姿勢も身振りで示したと評

価した¹⁰⁾。このような反中国的なアメリカ総領事に対して、ヒリアーの見方は若干異なっている。なぜならヒリアーの注目点は、むしろ弔問使派遣をめぐる日本の対応に向けられていたからである。ヒリアーは以下のように指摘している。

中国の朝鮮における宗主権の主張の正当性とその程度は、近年極めて多くの論争の対象となっているので、近頃中国皇帝が朝鮮国王のもとへ派遣してこの国を訪れた弔問使の出現は、特別な関心を持ってながめられている。「朝貢という概念」に反感を持つ人たちは、この使節団が純粋に公的な性格を持っている、と確信をもって言い切っている。そして朝鮮国王の顧問は、私にはこう信じる理由があるのだが、この都市がまさに現場となったその儀式の重要性を最小限にとどめ、さらに国王を支援して先例や規則が国王に押し付けている義務を回避させてやろうと躍起になっている。

……私が推測するところでは、日本の代理公使はとくにこの使節に対して好意的である。合衆国・ロシア・フランスは、弔問使の要求している大使としての称号や特権を拒否する内容の文書を中国弁務官に提出したが、日本代理公使はそれに参加することを断ったばかりか、使節が彼との会見を断ったとき、彼から挨拶状を出して使節の大使としての地位を暗黙に認めたのである。私の彼に関する知識からすると、彼が本国政府の明確な指示なくして、そのような措置をとることは考えられない。現時点では彼の中国弁務官との関係は特に誠実なものである、というのが私の見解である¹¹⁾。

アメリカ公使が中国の朝鮮における宗主権の主張に対して反感を強めているのに対し、それを擁護するヒリアーは、日本政府がそれを受け入れ、日中関係が良好に推移しているかどうかを重視した。ヒリアーからの報告を受けたフレイザーも、山県および青木が、日本政府は中国との友好的関係を望んでいると語ったことに安心し、ヒリアーの判断を適切なもの、としたのであった。

2. 日本政府の不安定性と条約改正問題

ところで、イギリス政府の主要な日本に対する関心は条約改正問題であり、したがってフレイザーの日本政府との交渉の大部分も条約改正について集中された。青木外相は1890年2月に、外国人裁判官の大審院任用の取り消しなど、それまでの条約改正提案を否定した「青木覚書」を提出して閣議の了承を得、イギリス外務省に提示した¹²⁾。これに対して、イギリス外務省は7月5日付で日本の提案に原則同意した対案を回答するが¹³⁾、イギリスが方針を転換した理由として、大石一男氏は、イギリスが改正に応じなければ、日本がドイツなどイギリス以外の国と結託するか、排外的な世論に引きずられて条約廃棄を執行するかというガビンズの危惧を検討した結果であると述べている。パークス死後、日本におけるイギリスの影響力が急速に低下していた状況を考慮すると、それは十分首肯できる指摘である¹⁴⁾。ガビンズとフレイザーは1890年2月に、つぎのように指摘している。「米英露などが日本の条約改正提案に応じようとし、日本におけるイギリスの条約改正におけるイギリスの影響力が終わったと信じさせたが、日本政府はイギリスとの条約改正を重視するようにとの天皇の命令を受けている。日本政府はイギリスに最高の重要性を認めている」。このような指摘は、イギリスが対日影響力の復活のために、条約改正に応じることを重視していた証であろう¹⁵⁾。

しかし、イギリスが日本に妥協的方針を示したちょうどその時、日本では国会が開催され、民党と呼ばれた反政府系政党が議会で有力となって政府攻撃が激化し始めていた。そして、その攻撃によって日本政府の脆弱性がさらに露呈されたことは、フレイザーが条約改正交渉を進める上で、そして日中関係の展開を図る上で、憂慮すべき事態となっていた。1890年7月1日の第1回総選挙の結果、自由党系と改進黨系の反政府派が全300議席中170議席を制した。同年11月25日から始まった第1議会においては、国家独立自衛のため、予算中に陸海軍経費の拡大を重視する山県内

閣に対して、民党は軍拡より出費削減・地租削減による民力休養論を展開した。山県政府は恫喝と懐柔によって民党を何とか切り崩し、辛うじて予算案の承認を得たものの、翌91年5月に総辞職し、薩摩派の松方正義内閣が成立した。

山県内閣崩壊後、青木はフレイザーに対し、日本の政治に対する不満を語っている。山県の辞職は、条約改正とは無関係だが、彼の政策に対して枢密院や閣僚から反対があった。日本には外国人に対して国を開くことを好まぬ偏屈な人間が確かに存在する、と青木は言う。青木はどのような反対があったかについては詳らかにしなかったものの、フレイザーは、その発言から、青木の条約改正の試みにおける困難は、青木に対する個人的な嫉妬や陰謀によって引き起こされている、と推測した。フレイザーは先に触れたように、日本の政治が抱える主要な欠陥を薩摩・長州という2大藩閥の人脈の均衡優先方針が生み出した弊害に帰した。「大臣たちはあまりにも弱体で躊躇しがちであるので、あらゆる方向からの援助を求め、あらゆる方向を協議に入れてしまったため、行動の自由がなくなってしまったのである。……彼らは政治が与えた自由という条件を極度に恐れている。判断しうる限り、それが日本の大臣たちの現実の問題であり、それは全員の辞職では解決できないのである。なぜなら時期が悪く、藩の顧問たちは彼らの意のままになるように交替させられないからであり、自分の役目を犠牲にできないからである。大臣を大藩から交代で選び出して政府を構成するという維新以来の慣行が崩壊しつつあるように思われる」¹⁶⁾。

松方内閣に対するフレイザーの評価は、旧幕臣の榎本武揚が外相に就任するなど、薩長以外の閣僚が入閣したことによって「通常よりも公平に構成されている」が、薩長出身者が陸海軍、財政、内務などの政府中枢を支配していることには変わらない、と辛らつである¹⁷⁾。フレイザーは続けて言う。「この国においては、権力は現にそれを握っている者よりも、辞めた人間によって行使されなければならないというのが古くからのしきたり」であり、その結果、内閣は「人形の単なるコ

レクションになっている。独立性はなく、その構成員にはなんらの個人的自由もない。彼らは時の都合によって多くの党派や閥などすべての方面から共感が得られるように役立つ構成分子として集められているに過ぎない」¹⁸⁾。

したがって、フレイザーはソールズベリに次のように進言した。日本政府の弱体的不安定的な状況においては、イギリス側から対日条約改正を進めることは得策ではない。なぜなら、イギリスが条約改正交渉の進捗を要求すれば、日本側から法外な要求を招きかねないからである。また、榎本が日本で条約改正をもっとも執拗に要求している改進黨のメンバーであり、また、イギリス側の提案も改進黨の指導者大隈が外相時代に合意した条項を含んでいるだけなので、日本側からの提案を待つことが望ましい。このフレイザーの意見について、ソールズベリも同意を与えた¹⁹⁾。

この時期、イギリス駐日公使館が入手した日本政府内部の情報は、主として青木から得たものである。青木はフレイザーとガビンズに、日本政府の構造的欠陥を次のように打ち明けた。山県が辞任したのは伊藤博文との関係が悪かったためである。日本の対外関係に影響するものとして2つある。1つは藩の結合であり、内閣は薩長の支配下にあるため、大臣が交代しても彼らは常に同じ藩の出身者となり、政党が政権に就く機会はまったくない。2つ目には帝位の影で繰り上げられる参議たちが押し付ける政策がある。そのために権威と責任が乖離し、影の権威である伊藤が枢密院議長になることで主導権を握り、彼から首相になるための同意を得なければならない。青木はこのように日本の政治の構造的欠陥を指摘し、つぎに憂慮しなければならないものとして、特に上流階級の中で反動的排外的な動きが進行しており、伊藤がその例であるという。

青木との会話の結果、フレイザーが特に注目したことは、伊藤の動向であった。伊藤伯は「逆行的な強いアジア主義者」であり、「確信的なイギリス嫌い」である。「イギリスのアジアにおける前進を恐れ、パークスの恫喝の結果、彼の国の福利や独立にとってより脅威となる（イギリスの）

企業を妨害するためにドイツの利益を保護することに傾斜しているのである」。日本人の感情がますます反英的で排外的になること、そして伊藤の影響力の大きさによってドイツへの接近を強め、イギリスとの条約改正交渉において日本がますます強硬になること、これらの点を駐日公使館は不安視したのである。条約廃棄論に見られる日本政府内の排外主義的傾向は、各内閣において幾度も検討されてきたものであったが²⁰⁾、このフレイザーからの文書について、ソールズベリは「日本の排外感情」とメモし、女王への報告を指示している²¹⁾。

このようにして、1891年夏から秋にかけての、フレイザーの日本の政治動向に対する関心は、薩長の政治支配が国会との関係において生み出すストレス、そして伊藤博文が政府に対して持つ影響力の大きさと彼の動向に向けられるようになった。「現政権はきわめて弱体であると一般に信じられているし、また変更されるであろう。しかし体制はおそらく同じであろう。どの政権も薩摩派の海相と長州派の陸相を含まずして統治できない。この2つの派閥が帝国の陸海軍を実質的に掌握しているからである」。

フレイザーはこのように述べる傍ら、伊藤が9月に山口県で行なった演説の内容に注目した。伊藤の演説の主旨は、政党政治は日本には好ましくなく、政党政治のシステムの悪弊はイギリスの歴史から十分読み取ることができる、日本帝国は長州・薩摩藩の協調的支配とその現状を受け入れなければならない、というものである。これに対して、フレイザーはかなり辛らつな批評をしている。「現内閣も発足するや彼の指導を受け入れているので、伊藤の発言はかなり重要である。……伊藤の見解には知恵があるのであろう。政党の連立による暴力や不祥事は明らかに起こりうるからである。同時に伊藤はわざわざ自国で会議を開くことに疑問を呈しているが、どのくらい薩長連合が続くのか、それによって反対派や欲求不満による全体的嫉妬という大変動を打破するのかという問題も生じるのである。結局のところ、内乱は何世紀にも及ぶ日本の自然状況であって、西洋文明

のうろ覚えなど、その再発を減らすのにほとんど効果がないということである」²²⁾。

こうした中、1891年11月下旬に第2議会在が召集されたが、軍備拡張費の増額を要求する政府と、地主や自作農の保護のために民力休養論で望む民党の対立は続き、政府は12月に国会を解散、92年2月、政府の干渉の下に総選挙が行なわれたが、民党優勢の状況には変わりなく、榎本外相による条約改正交渉は棚上げされたままとなった。榎本は1月1日の宮中におけるレセプションでフレイザーに条約改正交渉を再開したいとの希望を告げたが、フレイザーは「それはあたかも交渉の基礎を再度変更しようとする試みのようにも見える。……イギリスの物質的利益は条約改正の達成によって多くの利益が得られるとも考えられていない」と記し、度重なる日本側の条約改正交渉の変更に対して失望感を隠しきれない。これについてソールズベリは、条約改正交渉は「実際的な形を取っておらず、考慮する準備も無いようである」²³⁾とコメントした。

一方ガビンズは、民党・政府間闘争の真の原因を、政党政治を求める民党と藩閥政治を維持しようとする政府との対立の中に求めている。こうした闘争に絡んで、日本国内における思想の混乱の危険も高まり、日本は常に鬱屈した感情や気質の暴力で際立っている、と述べている²⁴⁾。

3. 駐日公使館による日本の朝鮮政策分析、1893年

以上のようにして、イギリス駐日公使館は一向に進捗しない条約改正問題に対する苛立ちを強めていた。しかし、朝鮮問題に関しては、日本政府が穏健な立場を採っていると判断していたため、それほど関心を持っていなかったし、実際、朝鮮問題について本国政府へめぼしい報告もしていない。一方、5月から開かれた第3議会において、松方内閣は総選挙干渉の責任を問われて7月に崩壊し、8月8日に第2次伊藤内閣が成立した。第2次内閣は言うまでもなく、外相に陸奥宗光を据えるほか、内相に井上馨、司法省に山県有朋、逓信相に黒田清隆といった明治の元勳を配置し、内

外情勢の緊迫に対して「超然主義」をとることを標榜した。しかし、フレイザーは民党による強硬な攻撃への政府側の対策を、8月はじめに敏感に感じ取っている。「日本の内閣は内部不和の連続であり、慢性的な内閣危機に陥っている。彼らは下院の多数派の敵対心に直面している。衆議院は内閣の政策をことごとく敗北へと追い込んでいく。政府の閣僚は誰も政党政治や辞職を考えていないが、その中で議会の多数派や、少数派であっても決然とした一派への対応において妥協するかどうかで意見の分裂がある」²⁵⁾。

同年秋、フレイザーは休暇でイギリスへ帰国し、ド・ブンセン（Maurice de Bunsen）が職務を代行した。ド・ブンセンは「伊藤は、はじめから条約改正延期に好意的であったが、それは彼に課せられた義務感からではなく、憲法草案者として、議会多数派の願望をできる限り満たしたいためである」²⁶⁾と、フレイザーの観測を継承するコメントを残しているが、実際、政府の安定化を図ろうとした伊藤は、自由党の板垣退助に接近して連携を図った。自由党も将来における政党政治の実現の約束と交換に、海軍拡張政策を受け入れた。海軍拡張予算については天皇が国防を重視して、政府と民党の和協を命じたために、第4議会は海軍拡張予算案を若干修正した後承認した。

このような政府・自由党の連携が日本政府の朝鮮政策に及ぼす影響について、ド・ブンセンが注視した事件の1つが防穀令問題である。朝鮮政府が防穀令によって対日貿易を規制しようとした試みは、日本商人の反発を強めていたが、両者の軋轢は1890年以降急速に強まり、国会において対朝鮮強硬論が高まっていた。伊藤はこれに対処するために92年12月、自由党員の大石正巳を朝鮮公使に任じて朝鮮政府に賠償を要求した。

ド・ブンセンはこの経緯について、衆議院による朝鮮問題に関する質疑応答の覚書と、駐日公使館に着任したスプリング・ライス第2書記官（Cecil Spring Rice）による「現政府の朝鮮政策」という覚書をイギリス外務省に送付している。まず自ら作成した覚書において、ド・ブンセンは国会における朝鮮問題の質疑応答の様態を次のよう

に紹介した。井上馨は、朝鮮政府が中国の利益を重視して、日本との電信協定を破ったこと、日本・朝鮮間の電信の不備と通信の遅れ、朝鮮政府が元山において米の対日輸出を停止させたこと、そして永興湾において朝鮮側が日朝間の漁業協定を無視したことなどに不満を表明した。これに対する陸奥の答弁は、防穀令問題についての償金支払いについては問題がないこと、漁業問題は朝鮮地方当局の無知によって生じたものであり、特に問題がないというものであった。このようなやり取りについて、ド・ブンセンは、「陸奥の返答は誠実でも納得のいくものでもないが、その口調は朝鮮政府に対して宥和的なものである」とコメントしている²⁷⁾。

一方、スプリング・ライスの覚書は次のように指摘している。ライスが朝鮮政府顧問のルジャンドル（Charles W. LeGendre）と交わした会談において、ルジャンドルは、伊藤政府の朝鮮政策は決して新聞に見られるような攻撃的なものではない、と述べた。伊藤には積極政策をとるように圧力が加わっているが、日本政府はそれに屈しないであろう。というのは、伊藤は中国の力をよく知っており、日本が朝鮮に干渉する危険も知っているからである。またルジャンドルによれば、日本外務省顧問のデニソン（Henry W. Denison）もまた、日本政府は中国の朝鮮における積極政策が、ロシアによる同様の措置につながることを懸念しており、ロシアの南下を防止することが日本の朝鮮政策の重要な点であるという。日本政府の朝鮮政策は、政府要人たちの行なった前例から推測される。井上馨は1876年の日朝条約締結交渉を行ない、1882年の壬午事変では外務卿として事件を処理した。伊藤は1885年に全権として李鴻章と交渉して甲申事変を処理し、黒田、山県首相も中国との友好関係を維持しようとしている。日中韓で緊張が高まる度に、日本の新聞はあらゆる機会に好戦的な対応を提唱したが、すべて平和的に収拾されている。日本においては、中国の朝鮮政策の態度が掻き立てた嫉妬は大きい、ヨーロッパによる侵略の恐れという、より強い影響力が働いている。大石が朝鮮の保全を保障する考えを持

って中国との同盟を提唱していることはより好ましいことである。しかし、日本政府は朝鮮の中立についての公式な保障協定に調印するようには思われない。李鴻章がそのような協定の調印を打診したといわれているが、伊藤や井上はそれを嫌がっている。日本における世論の力から見て、もし可能ならば、より精力的で積極的政策をとることが日本の政治的利益になるのであろう。しかし、伊藤伯が政権を握っている限り、そのような危険を早めるような措置をとることはないように思われる。大石の朝鮮公使任命は重要な点である。大石は急進派のメンバーであり、彼の任命は伊藤政権と自由党の和解の企画であり、急進派の新聞の承認を受けている²⁸⁾。

このライスの考察を裏付けるように、陸奥宗光外相もロシア駐日公使に次のように保証した。大石の任命は、日本政府が朝鮮において好戦的な政策を追求するために意図したものではない。大石は野党の精力的な人物であるが、内閣はこの機会を利用して彼に良い地位を与えることによって、彼を政府側に引きつけようとしたのである。当然、中央政府の指示を忠実に守るという誓約は取ってある²⁹⁾。

このようにして、日本の歴代政権は世論の反発にもかかわらず中国との友好政策を追求していると信じられた。さらに伊藤が政権を再び掌握したことによって、日本政府が朝鮮において穏健な政策を継続するであろう、と駐日公使館は予測した。こうした中で1893年2月に始まった第4議会においても、軍備拡張予算案が否決され、内閣弾劾上奏決議が可決される始末であったが、天皇が政府と議会の和協を望み、国防を重視して海軍増強費として毎年30万円下賜したことで、民党も譲歩せざるを得ず、政府の予算案は修正の上、議会を通過した。ド・ブンセンはこの事態を、伊藤が予算削減と行政改革に関して衆議院に譲歩した結果であると評価した。ド・ブンセンは、伊藤が議会多数派に譲歩した結果、これを不服とする山県法相や河野文相の辞任を招きはしたものの、政府は初めて議会多数派の支持を得ることに成功し、その結果、政府は対外問題に関心を向けるこ

とになろう、と期待したのである³⁰⁾。ド・ブンセンの外交問題における期待とは、当然条約改正問題であった。もっともフレイザーが皮肉ったように、伊藤は親独派と目されており、政権の安定がイギリスの条約改正に好ましい結果をもたらすとは必ずしも考えられなかった。

しかし、駐日公使館から見て、日本政局が一応の安定を取り戻しつつあった時、朝鮮において、東学の動きが不穏になりつつあった。東学の動きについて、袁世凱はヒリアーに対し、暴動をそれほど深刻視しておらず、その指導者の首をはねれば扇動はすぐに収まる、そして朝鮮国王は臆病すぎると述べたが、同時に扇動を付けにし、朝鮮兵士が暴動に加われれば、その結果は不快なものになることも認めた。イギリス公使オーコナーは、中国の力に朝鮮状勢の安定を託していたが、そのようなイギリスの政策を背景として、ヒリアーは袁に対し、外国人のおびえを緩和するために中国が済物浦へ軍艦を派遣すべきことを提案している。さらにヒリアーは、もし彼らの保護が要請されることになれば、日本政府にその仕事を請け負わせるよりも中国政府が平和維持に責任を持つほうがはるかに良い、と袁世凱に強調した。日本人は朝鮮において嫌われており、過去に何度も襲撃されていることから、日本公使が日本に軍艦の派遣を要請することもありうる³¹⁾、と記していることから分かるように、ヒリアーは明らかに中国に加担し、中国による干渉強化を使喉したと見てよい。

ヒリアーの報告を受けたオーコナーは、総理衙門大臣たちとも会談し、中国が軍事干渉を考えていないことを確認した。しかし、オーコナーは、総理衙門の予測とは反対に、朝鮮において革命的暴動が起きかねないことを強く危惧していた。それゆえ、オーコナーは「朝鮮における中国の優越は、疑いなく秩序を安定させる保障となる」と大臣たちに述べたものの、「朝鮮における日中の競合する利益から見て、中国が慎重かつ用心深く行動して、日本の嫉妬を引き起こすことなく、また、列国が干渉してより大きな危険を招かないよう行動すべきである」と注意を促した。オーコ

ナーはもし日中両国の関係が中国の干渉によって緊迫化した際、中国がヒリアーの助言に従って干渉を行なったと自己弁護し、イギリスに対する日本の反感が強まることを危惧していたのである。その結果、オーコナーは4月24日、ヒリアーに対して警告を発する。

中国の朝鮮における干渉に対する日本の嫉妬に注意せよ。そして袁世凱の強硬な態度や李鴻章のイニシアティブから見て、中国人に朝鮮への武力干渉を促すような行為を控えよ。中国が武力干渉すれば、日本もまた同様な行動をとり、両国間で相当な摩擦が起きるのであろう。そして、もし中国が積極的に日本政府の意思にそむいて干渉するならば、袁世凱は、君が彼に助言したことを躊躇せずに引用して、自己弁護をはかる恐れがある³²⁾。

ローズベリ外相は、このようなオーコナーの措置を適切なものとして承認した。もっともヒリアーは、深刻な暴動が起きる見込みはなく、暴動の原因はすべて政治危機を利用して利益を求めようとする少数の人々の仕業である、と楽観的であった。ヒリアーは、4月下旬には、東学の何人かが逮捕されて処刑されることになり、その結果、東学によって引き起こされた興奮も次第に低下したと報告している。そして6月半ばになると、東学の反乱は崩壊した、とオーコナーに伝えたのである³³⁾。

東学の乱に並行して、防穀令をめぐる日朝関係が緊迫化していた。自由党と政府の和解の産物であったはずの大石公使は、朝鮮政府に対して、日本の要求する償金支払いに応じなければ国交断絶もありうることを恫喝を加えた。朝鮮政府がソウルのロシア・フランス領事に支援を求めたことによって、国際干渉の危機を招きかねない状況になりつつあった。事態を憂慮した伊藤は、李鴻章に朝鮮政府を説得することを要請した。李鴻章は袁世凱を仲裁者として朝鮮政府に償金の支払いを促した。袁世凱はヒリアーに対し、大石が朝鮮政府に提出した最後通牒は、単に朝鮮政府に圧力を加え

るものに過ぎないと見ていたが、伊藤が李鴻章に国交断絶をほのめかした電報を送ったことに驚いたと述べ、日本の動きは朝鮮における積極政策を唱える政党の要求を満たすものである、そして日本政府が真剣に中国との対立をもたらしかねない侵略行為に対処しているとは信じられない、と伝えている³⁴⁾。

日本政府は朝鮮政府が日本の償金支払いに応じなければ、大石の引き上げもやむなしと訓令していたが、李鴻章は償金支払いを朝鮮政府に説得する自信があるが、大石を通じた交渉は朝鮮政府の感情を害するがゆえに好ましくないと日本政府に指摘した。さらに李は、日本が平和を破れば中国も出兵せざるを得ず、また英露両国も干渉するであろう、と伊藤を脅迫、これに対して日本政府は、大石の召還は問題解決まで考えないとの姿勢を示して抵抗したものの、結局、李鴻章の脅迫に屈する形となり、こうして5月19日に朝鮮政府が11万円の償金支払いに応じたことによって、防穀令事件は収拾されることになる³⁵⁾。

事件収拾後、大石は朝鮮における日本の影響力を損なったとして更迭され、大島圭介駐華公使が朝鮮公使を兼任することになる。しかし、ド・ブンスンが問題視したのは、帰国後の大石が国民から熱狂的な歓迎を受けたことであった。なぜならド・ブンスンはそれが、朝鮮問題が日本人の思考に及ぼしている影響力の大きさを示すものとして注目したからであり、これに関するスプリング・ライスの覚書を外務省に送付した。スプリング・ライスは覚書において、次のように指摘している。世論や新聞は、概して朝鮮問題が収拾された功績を大石に帰し、政府に対して批判を浴びせている。彼らは、日本政府は大石を取り除くことによって、李鴻章の仲裁に屈したと思っているのである。日本政府は大石を取り除くならば、民衆から絶望的に離反することになるであろう。大石は神戸における演説において、朝鮮の政治における中国の影響力の優越を疑問視し、日本は朝鮮に対してばかりでなく、政策を変え、条約改正の真の解決は陸海軍に見出さなければならないと主張した³⁶⁾。

もっともド・ブンセンは、そのような強硬論にもかわからず、大鳥駐華公使の朝鮮公使兼任の決定は、日本政府が朝鮮の独立について中国と共同保護する意思を表したものと推測した。ド・ブンセンは、その根拠を、日本政府が朝鮮における日本の独立的干渉を提唱した報知新聞の発行を停止したことに求めている。報知新聞の論調は日本における朝鮮問題の比重の大きさを投影してはいるものの、政府がそれを発行停止したことを、日本政府による対中友好政策の継続の表れと判断したからであった³⁷⁾。

このように、オーコナーやド・ブンセンは、伊藤政権がロシアの南下を警戒して、朝鮮の共同保護のために中国との協調を維持する方針を維持していると理解した。もっともソウルのフランス領事フランダン (Joseph H. Frandin) は、防穀令事件をめぐる日中が衝突する危機を回避した背景に、イギリスの介入があったためと推測していた。フランダンは、イギリスが露仏連合海軍の行動に対抗できる十分な海軍力を築くために、日中両国の結束を後押ししている、と疑ってさえたのである³⁸⁾。

おわりに

1890年代に入ると、イギリスの朝鮮問題に関する日本の態度の分析は、きわめて確信のないものとなった。イギリス政府の対日政策の重点は、日本の条約改正要求に対して、イギリスの特権をいかに保護するかという面に向けられ、朝鮮問題については、駐日公使館はもっぱら観察するのみになっていった。パークスやプランケットは朝鮮をめぐる中国との友好関係の重要性を日本政府に対して唱え続けたが、フレイザーやド・ブンセンは日本政府筋の発言から、日本が引き続き中国との妥協政策を継続していると観測するにとどまったのである。

イギリスがこのような受身の姿勢に終始するようになった理由として、つぎの諸点が考えられよう。第1に、イギリスの朝鮮政策が確定された後は、朝鮮半島の安定が日中妥協によって維持されている限り問題ないとしたことである。イギリス

政府は朝鮮を国際法上では独立主権国家と規定していたが、朝鮮自体には独立を保つ国力が欠如していたため、中国の緩やかな宗主権を認めることによって、朝鮮の独立を保護しようとした。したがって、ワルシャムやオーコナーの外交に見られるように、中国が軍事干渉を行ない、それが日本の対抗上の干渉政策を引き起こす状態が生じないように、イギリスは注意するに留まった。第2は、イギリスの1890年代に入ってから対日政策が条約改正に集中し、朝鮮問題への関心がおろそかになったことである。フレイザーやド・ブンセンは東アジア問題に関する経験が乏しく、条約改正問題にその努力を注ぎざるを得ず、またパークスのような日本政府に対する影響力も持ち合わせてはいなかった。(もっともイギリスの対日影響力の低下は、パークスの強引な外交がもたらした産物ではあったが。)そして第3に、日本政府の不安定性と条約廃棄論の高まりがあった。日本の内閣は、内部では派閥抗争に悩まされると同時に、条約改正の重点であった在日外国人の特権の扱いに悩まされ続けた。野党は藩閥支配の弊害で政府攻撃を高めるとともに、条約廃棄をも要求した。歴代内閣の短命と不安定性、そして日本国内に高まった条約廃棄論は、イギリスの交渉相手に対する不信感および警戒心を高めたのである。

このような事情に加えて、朝鮮政策をめぐる日本国内に強硬論が高まっていたが、イギリス駐日公使館は、その不安定性にもかかわらず、どの政権も朝鮮政策において中国との妥協路線を継続している、という矛盾した観察を続けていた。対外強硬論は1891年5月におけるロシアのシベリア鉄道起工が朝鮮に及ぼす脅威や、7月の中国北洋艦隊の日本への示威行動によって激化したが、中国艦隊の行動について、フレイザーは「少々平和から外れている」とは指摘したものの、天皇や海軍省が歓迎している、というコメントで済ませていたのである³⁹⁾。

1893年になって第2次伊藤内閣が成立したことは、駐日公使館に奇妙な安心感を与えていた。明治維新の元勳であり、政府内での影響力も強い伊藤が政権に返り咲き、国会における一応の安定

性も確保したことで、日本の政局も安定に向かい、そして中国に対する妥協政策も引き続き継続されると期待がなされたのである。もっとも伊藤は条約廃棄論の中心メンバーでありイギリス嫌い、という疑いも残っていた。さらに条約改正における世論の反英感情と大石への共感に表された対外強硬論の高まりに、伊藤内閣がどのように対応していくのか、という懸念も存在していた。実際、1893年秋以降の日本の政情は伊藤内閣になっても一向に安定せず、排外主義の高まりによって、駐日公使館付牧師ショウに対する襲撃事件が発生していた。

こうした状況において、イギリス外務省もまた、排外主義と朝鮮強硬論が一体化してイギリスの利益を脅かす可能性に気付くようになった。パーティ外務次官補（Francis L. Bertie）が、1894年1月にスプリング・ライスから日本の政情を聞き取って作成した覚書は、そのような懸念を明確に表わしている。

もしイギリスが日本の条約改正提案の交渉を拒否するか、回答せずに放置するならば、日本政府が支援する強力な反英運動が起きるかもしれない。

外国との条約を廃棄するに足る十分な国力を持った国などありえない。その一方、派閥戦争という緊急事態は、どんな政府が権力を掌握していてもそれを弾劾して、イギリスに通商上の利益を何も残さず、そしてイギリスを治外法権なき状況へと追い込むかもしれない。そのような場合には、我々は地域的にはあっても、現条約の権利を行使する立場がなくなってしまう。日本は中国のそれにほぼ匹敵する海軍を持っている。日本の沿岸防衛はほぼ完了し、恐るべきものとなっている。そして日本の陸軍は7万人の武装が整い、よく訓練された兵隊である。日本と中国が共通して持ち、そしてイギリスの利益でもある大きな目的は、ロシアを朝鮮に進出させないということである。なぜなら、ロシアが永興湾に拠点築くことになれば、ロシアは日本と中国に対する持続的な脅威を及ぼ

す立場になるからである⁴⁰。

このように、パーティは条約改正を拒絶するイギリスの態度が日本を排外主義へと追いやり、それが、日英中3国による朝鮮へのロシアの進出防止政策に悪影響を及ぼすという、2つの要素の相関関係を指摘した。しかし、問題は、そのような事態の防止のために重要なことは、イギリスが何をしてきたのか、あるいはなすべきか、ということであった。この問題の答えは、日清開戦がほぼ不可避となった1894年6月に、ガビンズが外務省の求めに応じて作成した覚書に示唆されている。

朝鮮における現状の問題は、日本において燃え盛る問題を解き放った。日本の継続的な朝鮮への侵入は、2国間に辛らつな感情を生み出した。「朝鮮との戦争」を叫ぶ声は過去20年において繰り返し生じたが、いまや日本において国民全体の集合的な叫びとなっている。そして朝鮮が半分隠したにすぎない中国の宗主権の受諾も、日本とその2つの隣国との関係の改善をもたらしていない。

日本が今、朝鮮におけるその利益の防衛のためにとるかもしれない、どのような行動においても、問題の先頭にいる政治家の見解が大きな比重を占めることに違いはない。伊藤伯は常に対外問題において慎重な政策を提唱してきた。そして、特に朝鮮の場合において、可能な限り不干渉政策を提唱してきた。1885年のソウルにおける蜂起の後、中国政府と交渉したのは伊藤伯であり、日本は朝鮮から軍を引き上げること、そして将来において軍を派遣するに先立って相互に通知することに同意した。

当時、日本政府が表明した妥協的姿勢は、主として伊藤伯の影響によるものであると広く理解されていた。そして彼はまた、そのとき以来朝鮮において日本の活動が低下した責任があるとみなされてきた。

それゆえに、伊藤伯の政策はこの新たな危機において、過去の機会にそうであったように、

穏健なものとなるであろう、そして彼は中国との決裂を回避する可能性のあることをするであろう、と考えることは、もっともなことである。

しかし、日本においては現状において政府を支持する多くの過激派を含めて、常に、より大胆な対外政策に好意的な政治家の集団が存在している。そして彼らは、朝鮮において日本はより強い立場を採るべきであり、また朝鮮半島において中国の影響力に対して公然と争うべきである、と考えているのである。そしてこれらの熱狂的愛国主義者は、朝鮮に関する限り、より穏健な見解を持つ人々の支援によって力を増強している。彼らは伊藤伯の1885年の行動は中国の要求にあまりにも屈しすぎている、と批判したが、今では日本が近年追求した抑制的政策には成功が伴っていないと主張し、そして日本が朝鮮問題において中国と真に永続的な了解に達することができなかつた中に、ロシアによる将来の侵略の危険性を見て取っているのである。

伊藤伯は洞察力の強い政治家としての名声を持っているが、それはそれほど強いものではない。そして、天皇に大きな影響力を持っているにもかかわらず、彼は日本において容易に発生する大衆の感情の波に支持されたこれら2つの政治化集団の圧力に抵抗することができないかもしれない。

青木子爵との最近の会談において、青木子爵は私につぎのことを認めた。伊藤伯が結んだ協定は、単に一時の問題を解決しただけであって、彼の意見や多くの日本の政治家の意見においては、朝鮮における平和的発展を促進すること、日中間の半島における競争を終息させること、そしてロシアの南進を抑制することのためにしつこく要求された明確な了解に欠けている。日本が安定した政治を行なうことがイギリスの利益になるように、朝鮮においてもこれらの状態が確保されることが日本の利益になるのである。その一方、ロシアが好機を見出すのは、中国は言うに及ばず、これらの国々の弱さ

の中なのである。

日本の政治家の期待を実現するために不幸なことは、中国がその件に関して交渉を拒否していることである。中国は1879年の日本の琉球併合を許していない。中国は日本の朝鮮における干渉を、自らの宗主権に対する攻撃であるとして恨んでいる。そして日本は外国との交際へと朝鮮を開国させた役割を果たしたがゆえに、それ以来生じた問題に主として責任がある、とみなしているのである⁴¹⁾。

ガビンズの覚書は、日本・中国・朝鮮3国それぞれの不安定性が日清開戦を招く要因である、と分析している。しかし、それは、朝鮮における中国の宗主権を強化したイギリスの政策が、日中両国にいかなる波紋を及ぼしたかについて言及していない。またそれは、パーティの覚書と異なっており、イギリスが長く条約改正を拒んだことが、日本の政情混乱に及ぼした影響についても言及していない。もっともガビンズの覚書が、伊藤の政治的影響力の大きさと不安定さを等しく強調的に描いていたことは、裏を返せば、イギリスの追求した日中英3国による朝鮮防衛構想が、不安定な日本政府による妥協政策の継続、それも伊藤の政治的影響力にもっぱら依存していたことを表わしていた。しかし、1890年から日清開戦に至るまで、イギリス極東政策は、日中両国間の朝鮮をめぐる不安定な妥協に依存する傾向を強めていたのである。

注

- 1) FO46/387/139, Fraser to Salisbury, October 28, 1889.
- 2) FO46/387/140, Fraser to Salisbury, October 30, 1889.
- 3) FO46/387/144, Fraser to Salisbury, November 14, 1889; FO46/387, Fraser to Sanderson, private, November 15, 1889.
- 4) FO46/398/13, confidential, Fraser to Salisbury, February 6, 1890.
- 5) FO46/398/10, Fraser to Salisbury, January 13, 1890.
- 6) FO46/399/66, confidential, Fraser to Salisbury, June 23, 1890.
- 7) FO46/399/96, Fraser to Salisbury, October 3, 1890.
- 8) FO46/399/113, confidential, Fraser to Salisbury,

巨文島撤退後のイギリス極東政策Ⅱ（小林）

- November 17, 1890, inclosure.
- 9) FO46/399/119, Fraser to Salisbury, December 11, 1890, inclosure.
- 10) Kirk W. Larsen, *Tradition, Treaties, and Trade: Qing Imperialism and Choson Korea, 1850–1910* (Cambridge and London, Harvard University Asia Center, 2008), pp. 189–191.
- 11) FO46/399/123, confidential, Fraser to Salisbury, December 17, 1890, inclosure.
- 12) 『条約改正関係日本外交文書』第3巻, 632–636頁。イギリスの対案は, British Foreign Office, Confidential Print, Japan, FO410/29/69, Salisbury to Fraser, June 5, 1890.
- 13) 同上書, 684頁。
- 14) 大石一男『条約改正交渉史1887～1894』思文閣出版, 2008年, 164–170頁。
- 15) FO46/398/23, confidential, Fraser to Salisbury, February 6, 1890.
- 16) FO46/406/35, confidential, Fraser to Salisbury, May 12, 1891.
- 17) FO46/407/53, Fraser to Salisbury, June 8, 1891.
- 18) FO46/407/54, confidential, Fraser to Salisbury, June 9, 1891.
- 19) FO46/407/56, confidential, Fraser to Salisbury, June 9, 1891.
- 20) 大石前掲書, 第5章参照。
- 21) FO46/407/59, confidential, Fraser to Salisbury, June 11, 1891.
- 22) FO46/407/83, Fraser to Salisbury, October 16, 1891.
- 23) FO46/417/4, Fraser to Salisbury, January 20, 1892; FO46/417/7, confidential, Fraser to Salisbury, January 27, 1892.
- 24) FO46/417/6, Fraser to Salisbury, January 26, 1892.
- 25) FO46/418/74, Fraser to Salisbury, August 3, 1892.
- 26) FO46/419/103, de Bunsen to Rosebery, November 24, 1892.
- 27) FO46/428/5, confidential, de Bunsen to Rosebery, January 16, 1893.
- 28) *Ibid.*
- 29) George Alexander Lensen, *Balance of Intrigue: International Rivalry in Korea and Manchuria, 1884–1889*, vol. 1, (Tallahassee: University Presses of Florida), p. 100.
- 30) FO46/428/31, de Bunsen to Rosebery, March 8, 1893.
- 31) FO17/1155/105, O’Conor to Rosebery, April 24, 1893, inclosure 2, Hillier to O’Conor, April 6, 1893.
- 32) FO17/1155/105, O’Conor to Rosebery, April 24, 1893, inclosure 3, O’Conor to Hillier, April 24, 1893.
- 33) FO17/1156/119, O’Conor to Rosebery, May 4, 1893.
- 34) FO17/1156/141, O’Conor to Rosebery, June 16, 1893.
- 35) 日本外交文書, 第26巻, 376–384頁。
- 36) FO46/428/70, de Bunsen to Rosebery, June 22, 1893, inclosure.
- 37) FO46/429/96, confidential, de Bunsen to Rosebery, August 31, 1893.
- 38) Lensen, *op. cit.*, p. 105.
- 39) FO46/407/65, Fraser to Salisbury, July 15, 1891.
- 40) FO410/33/4, memorandum by Bertie, January 12, 1894.
- 41) British Foreign Office, Confidential Print, China, FO405/60, memorandum by Gubbins, Foreign Office, June 16, 1894.